

山口市介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額の算定に関する
基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第8条の規定に基づき、介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額の算定に関する基準について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

(介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額)

第3条 介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額は、別表第1に掲げる1単位の単価に別記1に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

3 実施要綱第4条第2項第1号ア（エ）たすけあいの生活支援サービス（訪問型サービスB）、同条同項同号イ（オ）元気いきいきひろば設置運営事業（通所型サービスB）、同条同項同号ウ（ア）配食見守り支援サービス及び（イ）栄養改善配食サービスに要する費用については、別に定める。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、令和3年9月30日までの間は、別記1の訪問型サービス（訪問介護相当サービス）の訪問介護相当サービス費のアからウまで、訪問型サービス（指定事業者訪問型サービス）指定事業者訪問型サービス費のアからウまで、通所型サービス（通

所介護相当サービス) 通所介護相当サービス費アとイ、通所型サービス(体と脳の機能アップ教室) 体と脳の機能アップ教室サービス費アとイ、通所型サービス(足腰機能アップ教室) 足腰機能アップ教室サービス費アとイ、介護予防マネジメント費アからウについて、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。この単位数の計算を行う場合、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乘せされる単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別記1（第3条）

1 訪問型サービス（訪問介護相当サービス）

（1）訪問介護相当サービス費

ア 訪問介護相当サービス費Ⅰ（週1回程度利用）（1月につき）	1176単位
イ 訪問介護相当サービス費Ⅱ（週2回程度利用）（1月につき）	2349単位
ウ 訪問介護相当サービス費Ⅲ（週2回を超える利用）（1月につき）	3727単位

注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において訪問介護相当サービス費を算定しない。

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 指定訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護相当サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定訪問介護相当サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問介護相当サービス事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

（2）初回加算

初回加算（1月につき）	200単位
-------------	-------

注 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において初回加算を算定しない。

（3）生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算Ⅰ（1月につき）	100単位
イ 生活機能向上連携加算Ⅱ（1月につき）	200単位

注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において生活機能向上連携加算を算定しない。

注2 算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

（4）口腔連携強化加算

口腔連携強化加算（1回につき）	50単位
-----------------	------

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届出を行った

指定訪問介護相当サービス事業所の従事者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(5) 介護職員等処遇改善加算

ア 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位×270/1000
イ 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位×287/1000
ウ 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定単位×249/1000
エ 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定単位×266/1000
オ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位×207/1000
カ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位×170/1000

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届出を行った指定訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上に掲げるその他の加算は算定しない。

注2 所定単位は（1）から（4）までにより算定した単位数の合計

注3 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において介護職員等処遇改善加算を算定しない。

注4 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(6) 特別地域加算

特別地域加算（1月につき）	所定単位×15/100
---------------	-------------

注1 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問介護相当サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護相当サービスを行った場合は、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 所定単位は（1）の単位数

注3 特別地域加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(7) 小規模事業所加算

小規模事業所加算（1月につき）	所定単位×10/100
-----------------	-------------

注1 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、1月当たりの実利用者が5人以下の指定訪問介護相当サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護相当サービスを行った場合は、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 所定単位は（1）の単位数

注3 小規模事業所加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(8) 中山間地域等提供加算

中山間地域等提供加算（1月につき）	所定単位×5/100
-------------------	------------

注1 指定訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第26条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 所定単位は（1）の単位数

注3 中山間地域等提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

2 訪問型サービス（指定事業者訪問型サービス）

(1) 指定事業者訪問型サービス費

ア 指定事業者訪問型サービス費Ⅰ（週1回程度利用）（1月につき）	1020単位
イ 指定事業者訪問型サービス費Ⅱ（週2回程度利用）（1月につき）	2040単位
ウ 指定事業者訪問型サービス費Ⅲ（週2回を超える利用）（1月につき）	3240単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 指定事業者訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定事業者訪問型サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定事業者訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定事業者訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定事業者訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定事業者訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定事業者訪問型サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定事業者訪問型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定事業者訪問型サービス事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定事業者訪問型サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

(2) 初回コーディネート加算

初回コーディネート加算（1月につき）	160単位
--------------------	-------

(3) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算Ⅰ（1月につき）	100単位
イ 生活機能向上連携加算Ⅱ（1月につき）	200単位

注 算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

(4) 口腔連携強化加算

口腔連携強化加算（1回につき）	50単位
-----------------	------

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届出を行った指定事業者訪問型サービス事業所の従事者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(5) 介護職員等処遇改善加算

ア 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位×270/1000
イ 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位×287/1000
ウ 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定単位×249/1000
エ 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定単位×266/1000
オ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位×207/1000
カ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位×170/1000

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届出を行った指定事業者訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定事業者訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上に掲げるその他の加算は算定しない。

注2 所定単位は（1）の単位数

注3 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(6) 特別地域加算

特別地域加算（1月につき）	所定単位×15/100
---------------	-------------

注1 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定事業者訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所のサービス提供者等が指定事業者訪問型サービスを行った場合は、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 所定単位は（1）の単位数

注3 特別地域加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(7) 小規模事業所加算

小規模事業所加算（1月につき）	所定単位×10/100
-----------------	-------------

注1 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、1月当たりの実利用者が5人以下の指定事業者訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所のサービス提供者等が指定事業者訪問型サービスを行った場合は、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 所定単位は（1）の単位数

注3 小規模事業所加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(8) 中山間地域等提供加算

中山間地域等提供加算（1月につき）	所定単位×5/100
-------------------	------------

注1 指定事業者訪問型サービス事業所のサービス提供者等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第26条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定事業者訪問型サービスを行った場合は、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 所定単位は（1）の単位数

注3 中山間地域等提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

3 訪問型サービス（一般事業者訪問型サービス）

(1) 一般事業者訪問型サービス費

ア 一般事業者訪問型サービス費Ⅰ（提供時間30分まで）（1回につき）	80単位
イ 一般事業者訪問型サービス費Ⅱ（提供時間1時間まで）（1回につき）	140単位

注 提供時間とは、現に要した時間ではなく、一般事業者訪問型サービス計画（山口市介護予防・日常生活支援事業における第1号訪問事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱第62条第1項第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。）に位置づけられた内容の一般事業者訪問型サービスを行うのに要する時間をいう。

(2) 初回コーディネート加算

初回コーディネート加算（1月につき）	200単位
--------------------	-------

4 訪問型サービス（短期集中訪問型サービス）

(1) 通所型サービスCと併用する場合

短期集中訪問型サービス費（1回につき）	20分～40分未満	594単位
	40分以上	802単位

注 徳地・阿東地域へのサービス提供の場合は、1回につき70単位を加算する。

(2) 訪問型サービスCのみの場合

短期集中訪問型サービス費（1回につき）	30分	700単位
---------------------	-----	-------

注1 生活環境の調整を行った場合は、1回につき100単位を加算する。

注2 訪問を行った場合は、1回につき100単位を加算する。

注3 徳地・阿東地域へのサービス提供の場合は、1回につき70単位を加算する。

5 通所型サービス（通所介護相当サービス）

(1) 通所介護相当サービス費

ア 通所介護相当サービス費Ⅰ（要支援1・要支援2・事業対象者） （1月につき）	1798単位
イ 通所介護相当サービス費Ⅱ（要支援2・事業対象者） （1月につき）	3621単位

注1 利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実

施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 指定通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に指定通所介護相当サービスを行った場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

ア 376単位

イ 752単位

注6 利用者に対して、その居宅と指定通所介護相当サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。ただし、注4を算定している場合は、この限りでない。

(2) 中山間地域等提供加算

中山間地域等提供加算（1月につき）	所定単位×5/100
-------------------	------------

注1 指定通所介護相当サービス事業所の従業者等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第101条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定通所介護相当サービスを行った場合は、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 所定単位は（1）の単位数

注3 中山間地域等提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(3) 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者受入加算（1月につき）	240単位
----------------------	-------

注 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。

(4) 生活機能向上グループ活動加算

生活機能向上グループ活動加算（1月につき）	100単位
-----------------------	-------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定通所介護相当サービス事業所の通所介護相当サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所介護相当サービス計画（山口市介護予防・日常生活支援事業における第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱第42条第1項第2号に規定する通所介護相当サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

エ アにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事務所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

(5) 栄養アセスメント加算

栄養アセスメント加算（1月につき）	50単位
-------------------	------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に市長が定める基準のいずれにも該当しない指定通所介護相当サービス事業所であること。

(6) 栄養改善加算

栄養改善加算（1月につき）	200単位
---------------	-------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び（8）一体的サービス提供加算において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っていると同時に、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 指定通所介護相当サービス基準に適合している指定通所介護相当サービス事

業所であること。

(7) 口腔機能向上加算

ア 口腔機能向上加算Ⅰ（1月につき）	150単位
イ 口腔機能向上加算Ⅱ（1月につき）	160単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び（8）一体的サービス提供加算において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上に掲げるその他の加算は算定しない。

(8) 一体的サービス提供加算

一体的サービス提供加算（1月につき）	480単位
--------------------	-------

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、上に掲げる加算は算定しない。

(9) サービス提供体制強化加算

ア サービス提供体制強化加算Ⅰ 1（1月につき） （要支援1・要支援2・事業対象者）	88単位
イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 2（1月につき） （要支援2・事業対象者）	176単位
ウ サービス提供体制強化加算Ⅱ 1（1月につき） （要支援1・要支援2・事業対象者）	72単位
エ サービス提供体制強化加算Ⅱ 2（1月につき） （要支援2・事業対象者）	144単位
オ サービス提供体制強化加算Ⅲ 1（1月につき） （要支援1・要支援2・事業対象者）	24単位
カ サービス提供体制強化加算Ⅲ 2（1月につき） （要支援2・事業対象者）	48単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が利用者に対し指定通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき上に掲げる所定単位数を加算する。ただし、上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上に掲げるその他の加算は算定しない。

注2 サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(10) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算Ⅰ（1月につき 3月に1回を限度）	100単位
イ 生活機能向上連携加算Ⅱ（1月につき）	200単位

注 算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能

向上連携加算の取扱いに準ずる。

(11) 口腔・栄養スクリーニング加算

ア 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ（1回につき 6月に1回を限度）	20単位
イ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ（1回につき 6月に1回を限度）	5単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、上に掲げる区分に応じ、1回につき上に掲げるいずれか一方の単位数を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

(12) 科学的介護推進体制加算

科学的介護推進体制加算（1月につき）	40単位
--------------------	------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し指定通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて指定通所介護相当サービス計画を見直すなど、指定通所介護相当サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他指定通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(13) 介護職員等処遇改善加算

a) 利用定員が19人以上の場合

ア 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位×111/1000
イ 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位×120/1000
ウ 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定単位×109/1000
エ 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定単位×118/1000
オ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位×99/1000
カ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位×83/1000

b) 利用定員が19人未満の場合

ア 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位×117/1000
イ 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位×127/1000
ウ 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定単位×115/1000
エ 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定単位×125/1000
オ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位×105/1000
カ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位×89/1000

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届出を行った指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上に掲げるいずれかの加

算を算定している場合においては、上に掲げるその他の加算は算定しない。

注2 所定単位は（1）及び（3）から（12）までにより算定した単位数の合計

注3 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

6 通所型サービス（体と脳の機能アップ教室 以下、「A-①」という）

（1）A-①サービス費

ア A-①サービス費Ⅰ（要支援1・要支援2・事業対象者） （1月につき）	1460単位
イ A-①サービス費Ⅱ（要支援2・事業対象者） （1月につき）	2930単位

注1 利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 指定通所型サービスA-①事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に指定通所型サービスA-①を行った場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

ア 305単位

イ 610単位

注6 利用者に対して、その居宅と指定通所型サービスA-①事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。ただし、注4を算定している場合は、この限りでない。

（2）中山間地域等提供加算

中山間地域等提供加算（1月につき）	所定単位×5/100
-------------------	------------

注1 指定通所型サービスA-①事業所の従業者等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第101条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定通所型サービスA-①を行った場合は、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 所定単位は（1）の単位数

注3 中山間地域等提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

（3）居宅内生活支援加算

居宅内生活支援加算（1回につき）	20単位
------------------	------

（4）若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者受入加算（1月につき）	240単位
----------------------	-------

注 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。

（5）生活機能向上グループ活動加算

生活機能向上グループ活動加算（1月につき）	100単位
-----------------------	-------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループ

に対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定通所型サービスA-①事業所の通所型サービスA-①従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービスA-①計画（山口市介護予防・日常生活支援事業における第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱第53条第1項第2号に規定する通所型サービスA-①計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 通所型サービスA-①計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状態に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

エ アにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事務所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

(6) 栄養改善加算

栄養改善加算（1月につき）	200単位
---------------	-------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(8)一体的サービス提供加算において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、所定単位数を加算する。

ア 当該事業者の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っていると同時に、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 指定通所型サービスA-①基準に適合している指定通所型サービスA-①事業所であること。

(7) 口腔機能向上加算

ア 口腔機能向上加算Ⅰ（1月につき）	150単位
イ 口腔機能向上加算Ⅱ（1月につき）	160単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び(8) 一体的サービス提供加算において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上に掲げるその他の加算は算定しない。

(8) 一体的サービス提供加算

一体的サービス提供加算(1月につき)	480単位
--------------------	-------

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所型サービスA-①事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、上に掲げる加算は算定しない。

(9) サービス提供体制強化加算

ア サービス提供体制強化加算Ⅰ1(1月につき) (要支援1・要支援2・事業対象者)	88単位
イ サービス提供体制強化加算Ⅰ2(1月につき) (要支援2・事業対象者)	176単位
ウ サービス提供体制強化加算Ⅱ1(1月につき) (要支援1・要支援2・事業対象者)	72単位
エ サービス提供体制強化加算Ⅱ2(1月につき) (要支援2・事業対象者)	144単位
オ サービス提供体制強化加算Ⅲ1(1月につき) (要支援1・要支援2・事業対象者)	24単位
カ サービス提供体制強化加算Ⅲ2(1月につき) (要支援2・事業対象者)	48単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所型サービスA-①事業所が利用者に対し指定通所型サービスA-①を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき上に掲げる所定単位数を加算する。ただし、上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上に掲げるその他の加算は算定しない。

注2 サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(10) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算Ⅰ(1月につき 3月に1回を限度)	100単位
イ 生活機能向上連携加算Ⅱ(1月につき)	200単位

注 算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

(11) 口腔・栄養スクリーニング加算

ア 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(1回につき 6月に1回を限度)	20単位
イ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(1回につき 6月に1回を限度)	5単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定通所型サービスA-①事業所が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、上に掲げる区分に応じ、1回につき上に掲げるいずれか一方の単位数を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

(12) 介護職員等処遇改善加算

a) 利用定員が19人以上の場合

ア 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位×111/1000
イ 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位×120/1000
ウ 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定単位×109/1000
エ 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定単位×118/1000
オ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位×99/1000
カ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位×83/1000

b) 利用定員が19人未満の場合

ア 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位×117/1000
イ 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位×127/1000
ウ 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定単位×115/1000
エ 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定単位×125/1000
オ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位×105/1000
カ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位×89/1000

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届出を行った指定通所型サービスA-①事業所が、利用者に対し、指定通所型サービスA-①を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上に掲げるその他の加算は算定しない。

注2 所定単位は(1)の単位数

注3 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

7 通所型サービス(足腰機能アップ教室 以下、「A-②」という)

(1) A-②サービス費

ア A-②サービス費Ⅰ(要支援1・要支援2・事業対象者) (1月につき)	1390単位
イ A-②サービス費Ⅱ(要支援2・事業対象者) (1月につき)	2800単位

注1 利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 指定通所型サービスA-②事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に指定通所型サービスA-②を行った場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

ア 291単位

イ 582単位

注6 利用者に対して、その居宅と指定通所型サービスA-②事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。ただし、注4を算定している場合は、この限りでない。

(2) 中山間地域等提供加算

中山間地域等提供加算（1月につき）	所定単位×5/100
-------------------	------------

注1 指定通所型サービスA-②事業所の従業者等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第101条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定通所型サービスA-②を行った場合は、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 所定単位は（1）の単位数

注3 中山間地域等提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(3) 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者受入加算（1月につき）	240単位
----------------------	-------

(4) 生活機能向上グループ活動加算

生活機能向上グループ活動加算（1月につき）	100単位
-----------------------	-------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定通所型サービスA-①事業所の通所型サービスA-②従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービスA-②計画（山口市介護予防・日常生活支援事業における第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱第63条第1項第2号に規定する通所型サービスA-②計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 通所型サービスA-②計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状態に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

エ アにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事務所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するは

り師、きゅう師を対象に含むものとする。

(5) 栄養改善加算

栄養改善加算（1月につき）	200単位
---------------	-------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び(7)一体的サービス提供加算において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この注において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っていると同時に、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 指定通所型サービスA-②基準に適合している指定通所型サービスA-②事業所であること。

(6) 口腔機能向上加算

ア 口腔機能向上加算Ⅰ（1月につき）	150単位
イ 口腔機能向上加算Ⅱ（1月につき）	160単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び(7)一体的サービス提供加算において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上に掲げるその他の加算は算定しない。

(7) 一体的サービス提供加算

一体的サービス提供加算（1月につき）	480単位
--------------------	-------

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所型サービスA-②事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、上に掲げる加算は算定しない。

(8) サービス提供体制強化加算

ア サービス提供体制強化加算Ⅰ1（1月につき） （要支援1・要支援2・事業対象者）	88単位
イ サービス提供体制強化加算Ⅰ2（1月につき）	176単位

(要支援2・事業対象者)	
ウ サービス提供体制強化加算Ⅱ1 (1月につき) (要支援1・要支援2・事業対象者)	72単位
エ サービス提供体制強化加算Ⅱ2 (1月につき) (要支援2・事業対象者)	144単位
オ サービス提供体制強化加算Ⅲ1 (1月につき) (要支援1・要支援2・事業対象者)	24単位
カ サービス提供体制強化加算Ⅲ2 (1月につき) (要支援2・事業対象者)	48単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所型サービスA-②事業所が利用者に対し指定通所型サービスA-②を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき上に掲げる所定単位数を加算する。ただし、上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上に掲げるその他の加算は算定しない。

注2 サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(9) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算Ⅰ (1月につき 3月に1回を限度)	100単位
イ 生活機能向上連携加算Ⅱ (1月につき)	200単位

注 算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

(10) 口腔・栄養スクリーニング加算

ア 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ (1回につき 6月に1回を限度)	20単位
イ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ (1回につき 6月に1回を限度)	5単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定通所型サービスA-②事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、上に掲げる区分に応じ、1回につき上に掲げるいずれか一方の単位数を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

(11) 介護職員等処遇改善加算

a) 利用定員が19人以上の場合

ア 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位×111/1000
イ 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位×120/1000
ウ 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定単位×109/1000
エ 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定単位×118/1000
オ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位×99/1000
カ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位×83/1000

b) 利用定員が19人未満の場合

ア 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位×117/1000
イ 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位×127/1000
ウ 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定単位×115/1000

エ 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定単位×125/1000
オ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位×105/1000
カ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位× 89/1000

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届出を行った指定通所型サービスA-②事業所が、利用者に対し、指定通所型サービスA-②を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上に掲げるその他の加算は算定しない。

注2 所定単位は(1)の単位数

注3 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

8 通所型サービス(運動機能アップ教室)

運動機能アップ教室サービス費(1回につき)	220単位
-----------------------	-------

注 送迎を行った場合は、1回50単位を加算する。

9 通所型サービス(短期集中通所型サービス)

短期集中通所型サービス費(1回につき)	700単位
---------------------	-------

注1 栄養改善サービスを行った場合は、利用者1名につき1月に200単位を加算する。

注2 送迎を行った場合は、1回100単位を加算する。

10 介護予防ケアマネジメント

(1) 介護予防ケアマネジメント費

ア 介護予防ケアマネジメント費(Ⅰ)(原則的なケアマネジメント)(1月につき)	442単位
イ 介護予防ケアマネジメント費(Ⅱ)(簡略化したケアマネジメント)(1月につき)	442単位
ウ 介護予防ケアマネジメント費(Ⅲ)(1回につき)(初回のみ)	442単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(2) 初回加算

初回加算(1月につき)	300単位
-------------	-------

(3) 介護予防ケアマネジメント委託連携加算

委託連携加算(1月につき)	300単位
---------------	-------

(4) 介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算	所定単位×21/1000
-------------	--------------

注1 所定単位は(1)から(3)までにより算定した単位数の合計

別表第1（第3条）

サービス種類	1単位の単価
訪問型サービス（第1号訪問事業）	10円
通所型サービス（第1号通所事業）	10円
介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	10円